

保存期間：10年
(平成40年末)
平成30年1月24日

資料	2
----	---

酒税行政の現状

目次

1 酒税の保全と酒類業の健全な発達	1
2 酒類の課税数量の推移	2
3 日本産酒類を巡る最近の動向	3
4 最近の輸出動向・国税庁の取組等について	4
5 国際交渉関係について	6
6 地理的表示(GI)制度について	9
7 ワインの表示ルールについて	13
8 酒類の公正な取引に向けた国税当局の取組について	15
9 社会的要請への取組	19
(参考資料)平成30年度税制改正(案)等について	22

～酒税の保全と酒類業の健全な発達～

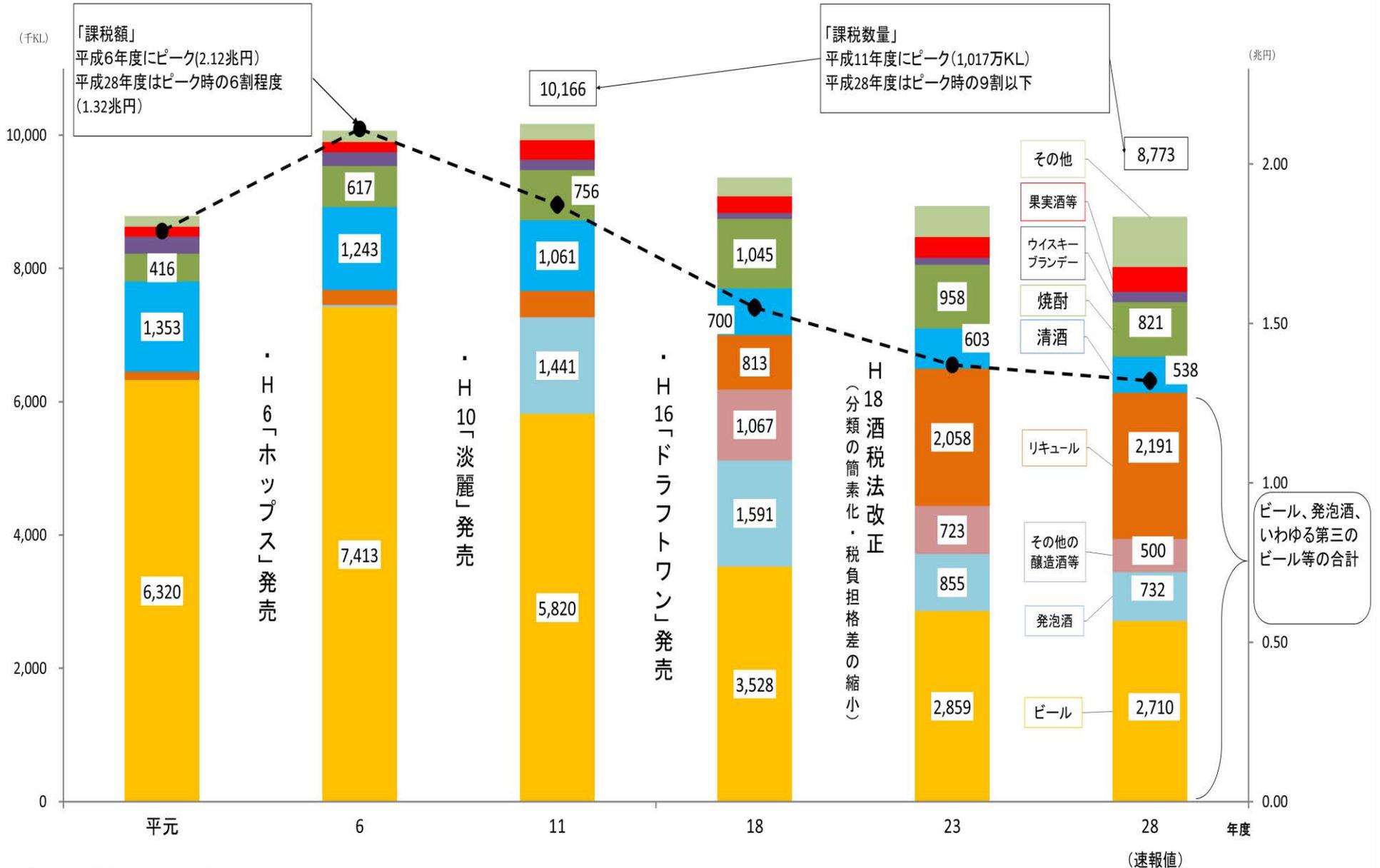
酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施

- 酒税の保全を図る観点から、酒類の製造及び販売業については、免許制度が採用されており、これを適正に運用
- 酒類業の所管省庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を実施

主な取組

- 日本産酒類の振興
(輸出促進に向けた取組、ワインの表示ルールの方策、日本産酒類のブランド力向上のための地理的表示の活用促進 等)
- 酒類の公正な取引環境の整備
(「酒類の公正な取引に関する基準」・「酒類に関する公正な取引のための指針」を踏まえた取引状況等実態調査の実施 等)
- 適正飲酒や環境への配慮などの社会的要請への対応
(未成年者飲酒防止への取組、酒類容器のリサイクル制度の周知 等)
- 酒類の表示の適正化
(酒類業者に対する適切な表示に関する指導、調査 等)
- 酒類の安全性の確保と品質水準の向上
(酒造メーカーに対する技術指導、放射性物質などの安全性に関する調査 等)

酒類の課税数量の推移



資料：国税庁統計年報

日本産酒類を巡る最近の動向

清酒



- 清酒全体は低落傾向が続いているが、純米酒、吟醸酒は堅調
- 地方では各地域の魅力や伝統的な手法への回帰によって新たな日本酒の購入層を開拓する動き
 - ※ 地元産米重視(新政(秋田酒こまち)、朝日山(越淡麗)、喜多屋(山田錦))
 - ※ 伝統的手法へのこだわり(自然の乳酸菌を活用した生もと造り等)
 - ※ スパークリング清酒、長期熟成酒等の新たな分野への展開
- 日本産米のみを用い、日本国内で製造した清酒について、地理的表示「日本酒」として指定(H27.12.25)
- 清酒の地理的表示「山形」を指定(H28.12.16)、「白山」の見直し(H29.11.20)
- 日本酒の日(10月1日)に全国で約7万2千人が一斉乾杯(平成29年)
 - ※ 「日本酒で乾杯推進会議」地方大会を水戸で開催(H29.10.21)
- 地域振興の観点から乾杯条例制定
 - ※ 京都市での施行(H25.1)を始め、佐賀県鹿島市、福岡県遠賀町等全国で100以上の自治体で制定

焼酎



- 焼酎の需要は安定し消費が定着
- 新たな地域原料の特性を生かした焼酎の製造(はだか麦、紫芋、オレンジ芋など)
- 多様な原料と伝統・文化に根差した地域ブランド化の動き(地理的表示「壱岐」「球磨」「薩摩」「琉球」の見直しについて、現在パブリックコメントを実施中)

ウイスキー



- ジャパニーズ・ウイスキーは世界の5大ウイスキーの一角
国際的な評価の高まり(近年は国際的コンテストで毎年入賞)
 - ※ 英国の著名なガイド本「ウイスキー・バイブル」の2015年版において、サントリーの「山崎」が世界最高得点を獲得
- シングルモルトを始めとする人気商品は品薄、プレミアム化
- 小規模蒸留所(イチローズモルト等)が特色あるウイスキーを製造

ビール



- 日本のビールの品質は海外においても高い評価
 - ※ 「World beer cup」(米国の世界最大規模ビールコンクール)において2014年にはアサヒの「スーパー・ドライ」が、2016年には那須高原ビールなど5業者の地ビールが金賞受賞
- クラフト・ビール等、個性のあるビールへの関心の高まり

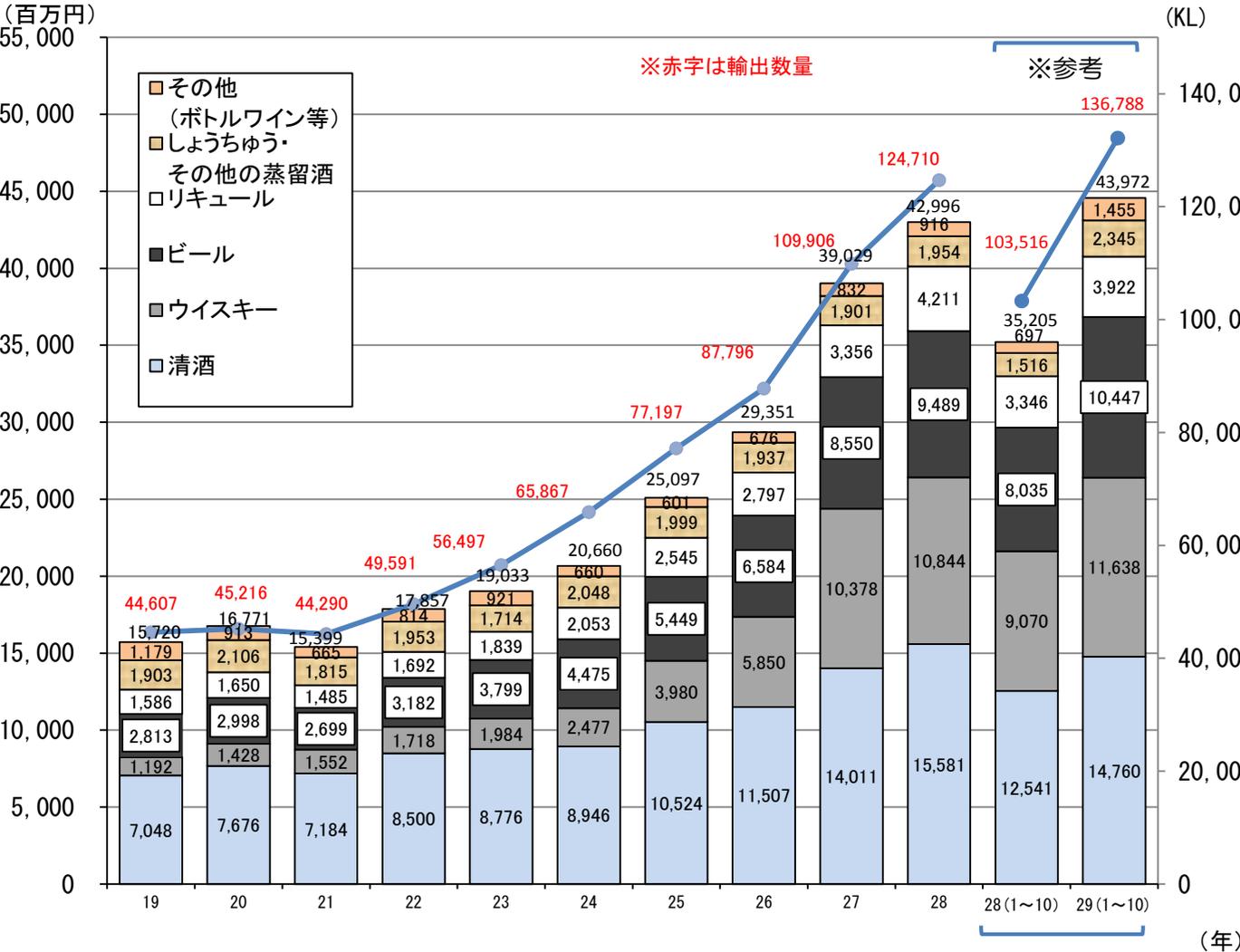
ワイン



- 国産ぶどうのみを用いた「日本ワイン」が、国際的コンテストで受賞
 - ※ 中央葡萄酒(甲州市)の「甲州プライベートリザーブ」等が「デキャンタ2017」(英国の世界最大規模ワインコンクール)でプラチナ賞受賞(2年連続)
- 産官学が連携した地方創生の取組み
- 新興ワイナリー設立も相次ぐ(特に北海道、長野県)
- ワインの表示ルールを策定し、「日本ワイン」を定義(H27.10.30)
- 地理的表示「山梨」の見直し(H29.6.26)

最近の日本産酒類の輸出動向について

- 平成28年の輸出金額は約430億円(対前年対比110.2%)となり、5年連続で過去最高を記録。
- 平成29年1～10月の輸出については、輸出金額は約440億円(対前年同期比124.9%)、輸出数量が約136,788kℓ(対前年同期比132.1%)となり、平成28年の累計を金額、数量ともに上回っている。



品目	H28	対前年比	H29(1~10)
清酒	15,581	111.2%	14,760
ウイスキー	10,844	104.5%	11,638
ビール	9,489	111.0%	10,447
リキュール	4,211	125.5%	3,922
焼酎等	1,954	102.8%	2,345
その他(ボトルワイン等)	916	110.1%	1,455
輸出金額合計	42,996	110.2%	43,972

品目	H28	対前年比	H29(1~10)
清酒	19,737	108.6%	18,621
ウイスキー	4,939	105.2%	4,739
ビール	82,926	112.4%	94,592
リキュール	10,196	139.0%	9,437
焼酎等	3,834	105.0%	4,115
その他(ボトルワイン等)	3,078	135.3%	5,284
輸出数量合計	124,710	113.5%	136,788

出典:財務省貿易統計

日本産酒類の輸出促進に向けた国税庁の取組等について

○国内外における日本産酒類の情報発信の強化

【主な取組】

- ・リオ・オリンピック・パラリンピックや国連総会などの機会に合わせ、日本産酒類PRブースを出展し、国税庁職員を派遣するなど、各国要人・プレスが集まる機会を活用し、日本産酒類のPRを実施
- ・海外に日本酒の魅力をPRするための冊子を酒類総合研究所にて作成、在外公館や国際会議におけるレセプション等でも活用
- ・清酒を外国人に販売する際に活用するため、酒類総合研究所にて「清酒の専門用語の標準的英語表現リスト」を作成

【今後の課題・取組】

- ・引き続き、在外公館やジャパンハウスを日本産酒類の情報発信拠点として活用
- ・「清酒の専門用語の標準的英語表現リスト」を今後も改訂し、幅広く活用
- ・焼酎に関する「焼酎の専門用語の標準的英語表現リスト」を作成中

○発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発

【主な取組】

- ・駐日外交官酒蔵ツアーの企画・実施（日本酒造組合中央会と共催）
- ・外国人等を対象として、（独）酒類総合研究所における講習などを通じた、國酒に関する正しい知識の普及
- ・日本酒に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援

【今後の課題・取組】

- ・焼酎に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援

○輸出環境整備

【主な取組】

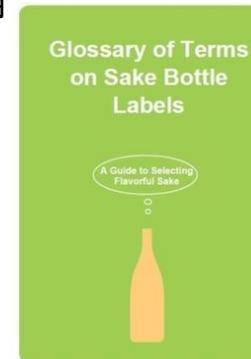
- ・日EU・EPA交渉による単式蒸留焼酎の容量規制の緩和及び地理的表示（GI）の相互保護
- ・東日本大震災後に導入された輸入規制の解除及び米国における蒸留酒の容量規制見直しへの働きかけ
- ・ブランド価値向上に有効な表示ルール（GI「日本酒」等）の活用促進を図るための一般向けセミナー、シンポジウムなどの開催
- ・ロンドンにおいて開催された展示商談会「WABI（和美）」に日本産酒類PRブースを出展するとともに、国内酒類業者の出展を支援し、ビジネスマッチングの機会を提供

【今後の課題・取組】

- ・引き続き、各国とのEPA交渉などを通じた、諸外国に対する輸入規制の緩和及び日本のGIの保護の働きかけ
- ・引き続き、輸出先国・地域での展示会や商談会等の開催による、意欲ある事業者へのビジネスマッチングの機会の提供等



リオ・ジャパンハウスにおける
日本産酒類PRの様様



駐日外交官酒蔵ツアーの様様

日EU・EPA 交渉結果(ワイン)

EU関税や日本ワインの輸入規制撤廃、日本GIの保護により、日本ワインの競争力を高め、新たな市場を確保

現状

EUへのワイン輸出量(平成28年): 10KL、15百万円

関税

EU側

- ・ ボトルワイン: 0.154ユーロ/L (約20円) ※アルコール度により異なる。14度の場合を例示
- ・ スパークリングワイン: 0.32ユーロ/L (約41円)

日本側

- ・ ボトルワイン: 67円~125円/L
- ・ スパークリングワイン: 182円/L

非関税措置

EUは補糖量など独自の基準を定めているため、国際的なルールを踏まえて定義した日本ワインであっても輸出ができない

- EUワイン醸造規則に従って製造されたもののみが流通可能
⇒気候・風土の相違等により、ほとんどの日本ワインはEUワイン醸造規則を満たすことが困難
<主なEUワイン醸造基準>
 - ・ 補糖量(2.5%~5%以下に制限)、補酸量(2.5g/L以下に制限)
 - ・ ブドウ品種(ヴィンフェラ種及びそのハイブリッド種に限定)
※ ヴィンフェラ種とは、シャルドネ、メルロー等

- EUワイン醸造規則に従っている旨の証明書の添付の義務
⇒証明書取得の金銭的、時間的な負担
 - ・ 輸出するロットごとに証明書の添付義務
 - ・ EU登録機関(独立行政法人酒類総合研究所)が業者から醸造に関する書類や分析用ワインを受け取り、証明書を発行
※ 証明書発行手数料: 1ロットにつき27,100円

地理的表示(GI:Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない
※ ワインでは「山梨」を指定済み

ワイン添加物

日本でワインに使用できる添加物が、EUでは承認されていない

交渉結果

EU側

ワインの関税を即時撤廃

日本側

ワインの関税を即時撤廃

EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できるようになる

- EUは、日本ワイン(国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒)の醸造方法を容認
⇒EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能
※ 「日本ワイン」は、国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準(平成27年10月国税庁告示第18号)」により定義

- 業者の自己証明を導入
⇒金銭的、時間的な負担を大幅に軽減
※ 日本ワインの名声保護や証明書の偽造防止等の観点から、酒類総研が自己証明が適切に行われていることを確認する予定(実施方法の詳細については今後調整)

酒類GIの相互保護により GI「山梨」のEU域内での保護を確保
⇒模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる
※ 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等139名称)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)

主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続きを開始
⇒国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになると期待(日本側25品、EU側28品。日本側は国税庁がEU企業に代わり厚労省に承認申請)

日EU・EPA 交渉結果(清酒・焼酎)

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎の競争力を高め、新たな市場を確保

現状

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等に比べてEU向けは少ない

- ※清酒の輸出量(平成28年): 19,737KL、15,581百万円
(内EU向け : 1,605KL、1,085百万円)
- ※焼酎の輸出量(平成28年): 3,834KL、1,954百万円
(内EU向け: 28KL、26百万円)

関税

- EU側** ・清酒 : 0.077ユーロ/L(約10円)
(焼酎は無税)
- 日本側** ・清酒 : 70.4円/L
・焼酎 : 16%(従価税)

地理的表示(GI:Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない

- ⇒日本以外の他国で製造された清酒(sake)であっても日本酒と称して販売することができる
- ※ 清酒では国レベルのGIとして「日本酒」(日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒)を指定済み
また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
- ※ 焼酎では「壱岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

非関税措置

蒸留酒の容器容量規制

- ⇒EUへの輸出専用として、ビンの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担
- ・ 700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
- ・ 日本で流通する焼酎は、主に四合瓶(720ml)や一升瓶(1,800ml)

交渉結果

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

- EU側** 清酒の関税を即時撤廃
- 日本側** 清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃(段階的撤廃)

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎のEU域内での保護を確保

- ⇒GI日本酒が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される
- ※ 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等139名称)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)

単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

- ⇒単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能

蒸留酒に関する日米首脳会談における成果

平成29年11月6日 日米首脳会談成果(抄)(外務省ホームページ)

(3) 日米関係

イ 経済

(中略)

両首脳は、日米経済関係を更に強化するために、貿易・投資分野において、以下のとおり取り組むことを確認しました。

(中略)

- ・ 米側は、蒸留酒の容器容量に係る規制を改正することを検討していることを確認しました。

⇒ 蒸留酒について、日本で流通する四合瓶や一升瓶のほか、700ml瓶の輸出が可能になる見込み(蒸留酒の輸出促進に寄与)

(参考1) 米国においては、連邦規則上、蒸留酒(ウイスキーやブランデー等。日本の焼酎も含まれる。)については、定められた容量(50ml, 100ml, 200ml, 375ml, 750ml, 1L, 1.75L)の容器でなければ、流通できないこととされている。

(参考2) 本内容については、TPP交渉の過程で米国との間で作成した文書(いわゆるサイドレター)で既に合意していたものの、当該サイドレターの効力発生の日がTPP協定発効の日とされていたことから、米国内での手続が進められていなかった。

地理的表示(GI)制度について

- 地理的表示(Geographical Indication:GI)制度は、酒類や農産品において、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた商品だけが、その産地名(地域ブランド)を独占的に名乗ることができる制度。

※ 海外の地理的表示としてはボルドーワイン、スコッチウイスキーなどが有名。

地理的表示の導入効果

1 「地域ブランド」による他の製品との差別化

製造された酒類とその地域の繋がりを明確にすることにより、「地域ブランド」の構築や付加価値の向上が期待でき、他の製品との差別化を図ることができる。

2 消費者の信頼性の向上

品質審査等により一定の品質が確保されることにより、消費者の信頼性向上につながる。

3 日本の特産品として輸出事業に寄与

地理的表示が浸透しているヨーロッパ等においては、信頼できる特産品として扱われるなど、海外への輸出を後押しすることが期待できる(クールジャパンの振興にも寄与)。

4 「地域ブランド」の保護効果

行政の取締りにより「地域ブランド」が保護される。
似たような表示も禁止されるため、努力して築き上げた「地域ブランド」への「ただ乗り」を防止できる。

我が国における酒類の地理的表示に関する取組

1 酒類の地理的表示については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第86条の6に基づく「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成27年国税庁告示第19号)により、国税庁長官が指定することとしている。

2 更なる地理的表示制度の活用を図るため、平成7年から実施している制度について、指定要件を明確化するなどの見直しを実施。酒類の地理的表示保護制度の周知徹底、制度の活用促進を図っている。

※ 旧制度に基づき、「壱岐」「琉球」「薩摩」(以上蒸留酒)、「白山」(清酒)、「山梨」(ぶどう酒)を指定

※ 見直し後の制度に基づき、「日本酒」(平成27年12月)、「山形」(平成28年12月)(以上清酒)を指定

※ 旧制度に基づき指定した地域については、酒類の特性の明確化などの見直しを実施
「山梨」(平成29年6月)及び「白山」(平成29年11月)実施済、その他はパブリックコメントを実施中(平成29年12月開始)

3 我が国の地理的表示については、外国に対しても、国際交渉を通じて保護を求めている。

※ 日EUEPAでは、EUとの間において、酒類の地理的表示を相互に保護する手続を進めることに合意

地理的表示「山梨」変更

地理的表示「山梨」管理委員会より、変更要望のあったぶどう酒の地理的表示「山梨」については、パブリックコメント等の所要の手続が完了したので、6月26日付で変更した。

【地理的表示「山梨」生産基準】

1 酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項

(1) 酒類の特性について

ぶどう本来の香りや味わいといった品種特性がよく現れたバランスの良いワイン

(2) 酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられることについて

イ 自然的要因

高山群に囲まれた山間地のため、成熟期においても台風等による風害等を受けにくいほか、ぶどう栽培地の多くが肥沃で排水も良好な緩傾斜にあるため、ぶどうは健全でよく熟し、品種特性がよく維持されたバランスの良いワインとなる

ロ 人的要因

- ・ 過剰生産をおそれずぶどう栽培がなされた結果、ぶどう栽培技術の創意や改善が重ねられ、ワインの製造量も増加し、醸造技術も蓄積されていくなどの好循環が生まれた
- ・ 山梨県の研究開発や技術指導等が、高品質な山梨ワインの技術的基盤となっている

2 酒類の原料及び製法に関する事項

山梨県産ぶどう(※)のみを原料とし、補糖、補酸及び総亜硫酸等の基準(上限等)を満たしたもので、かつ、山梨県内で製造・貯蔵・容器詰めを行ったもの

※ ぶどう品種毎の最低果汁糖度を満たしている42品種に限る。

3 酒類の特性を維持するための管理に関する事項

地理的表示「山梨」管理委員会が酒類の特性を維持するための管理を行う

地理的表示「白山」変更

GI白山清酒管理機構より、変更申立のあった清酒の地理的表示「白山」の生産基準変更については、パブリックコメント等の所要の手続が完了したので、11月20日付で変更した。

【地理的表示「白山」生産基準】

1 酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項

(1) 酒類の特性について

総じて、米の旨みを活かした豊かなこくを有している

純米吟醸酒・吟醸酒：穏やかな果実様の香りとはほどよい酸味を有し、豊かな味わいとこくが相まって、飲み手に品格を感じさせる

(2) 酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられることについて

イ 自然的要因

カルシウムを多く含み、カリウムが少ない白山の水は、穏やかな発酵をさせる一方で、米の溶解が促され、米の旨みが引き出され、豊かなこくのある酒質が形成

ロ 人的要因

古くから品質に高い評価を受けるなどの背景を基に、技術研さんや商品開発に努めており、地域ブランド「白山菊酒」を立ち上げるなど、特性維持と品質向上を図っている

2 酒類の原料及び製法に関する事項

国内産米（醸造用玄米1等以上に格付けされたもので精米歩合70%以下のもの）及び白山市内で採水した水又はこれらとアルコールを原料とし、一定の製法（こうじ米の使用割合20%以上、液化仕込みの禁止など）により、白山市内で製造・貯蔵・容器詰めを行っているもの

3 酒類の特性を維持するための管理に関する事項

GI白山清酒管理機構が酒類の特性を維持するための管理を行う

蒸留酒GIの見直し(パブリックコメント中)

名称	杵岐	球磨	琉球	薩摩	
産地の範囲	長崎県杵崎市	熊本県球磨郡及び同県人吉市	沖縄県	鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。)	
指定日	平成7年6月	平成7年6月	平成7年6月	平成17年12月	
酒類区分	蒸留酒	蒸留酒	蒸留酒	蒸留酒	
代表的な製品	麦焼酎	米焼酎	泡盛	芋焼酎	
生産基準	酒類の特性に関する事項	<p>○ 酒類の特性</p> <p>麦由来のさわやかな香りと米こうじの甘く厚みのある味わい、原料の水に由来するキレの良い飲み口を有している</p> <p>○ 自然的要因、人的要因を明記</p>	<p>○ 酒類の特性</p> <p>米に由来するまろやかな甘さと清涼感のある香味を有している</p> <p>○ 自然的要因、人的要因を明記</p>	<p>○ 酒類の特性</p> <p>米こうじに由来する適度な油分による芳醇な味わい。特に、古酒は甘いバニラ様の香りや、松茸様の香り等が調和した、濃厚で奥の深い香りを有している</p> <p>○ 自然的要因、人的要因を明記</p>	<p>○ 酒類の特性</p> <p>さつまいもに由来する華やかで芳醇な香りを有し、産地内の良質で新鮮なさつまいもを使用することによる、その香りと調和した甘く濃厚な味わいを有している</p> <p>○ 自然的要因、人的要因を明記</p>
	原料	大麦及び杵崎市内で採水した水を原料	国内産米及び熊本県球磨郡又は同県人吉市で採水した水を原料	Aspergillus luchuensisに属する黒こうじ菌の生育した米こうじ及び沖縄県内で採水した水を原料	米こうじ又は鹿児島県(奄美市及び大島郡除く。以下同じ)のさつまいもで製造したいもこうじ及び鹿児島県のさつまいも並びに鹿児島県で採水した水を原料
	製法	米こうじ及び水を原料として発酵させた一次もろみに、蒸した穀類及び水を加えて更に発酵させた二次もろみを、単式蒸留機をもって蒸留したもの	米こうじ及び水又は米、米こうじ及び水を原料として発酵させたもろみを単式蒸留機をもって蒸留したもの。ただし、米こうじ及び水を原料としたもろみについては、その一次もろみに米こうじを加えて更に発酵させたものに限る	米こうじ及び水を原料として発酵させたもろみを単式蒸留機をもって蒸留	米こうじ又はさつまいもこうじ及びさつまいも並びに水を原料として発酵させたもろみを蒸留したもの
	醸造地等	杵崎市内で発酵、蒸留、貯蔵、容器詰め	産地内で発酵、蒸留、貯蔵、容器詰め	沖縄県内で発酵、蒸留、貯蔵、容器詰め	産地内で発酵、蒸留、貯蔵、容器詰め
	管理機関	杵岐焼酎管理委員会	球磨焼酎管理委員会	GI琉球管理委員会	薩摩焼酎管理委員会
	品目	単式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎

※ パブコメ期間: 平成29年12月20日～平成30年1月26日

ワインの表示ルール

【表示基準の策定】

- 国内では、「日本ワイン」のほか輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたものなど様々なワインが流通しており、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワイン（海外原料使用のワイン）の違いがわかりにくい等の問題が存在。
- こうした状況を踏まえ、「日本ワイン」の国際的な認知の向上や消費者にとってわかりやすい表示等の観点から、法律に基づく告示（注）により、国際的なルールを踏まえたワインの表示ルールを策定。
- 告示の日（平成27年10月30日）から3年間の経過期間を経て、平成30年10月30日から適用開始。
※ 適用日前に製造・保存したビンテージワイン等は適用除外とする。

（注）「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく酒類の表示の基準（告示）として、「果実酒等の製法品質表示基準」を制定。

【適用開始に向けた取り組み】

- 国税庁HPにQ & Aを（追加）掲載
（主な追加事項）
 - ・ 地名の取扱い（地名と偶然一致する表示など）
 - ・ 酒税法改正への対応（本年4月1日施行の果実酒の定義変更） 等
- 消費者等への周知を実施

(参考) 日本ワインの表示ルール

日本ワインに限り、商品名を表示する側のラベル（表ラベル）に「日本ワイン」という表示ができるほか、次のルールにより、そのラベルに地名、ぶどうの品種名、ぶどうの収穫年を表示することが可能

地名を表示できる場合

- ワインの産地名（「東京ワイン」、「東京」等）の表示 ⇒地名が示す範囲内にぶどう収穫地（85%以上使用）と醸造地がある場合
- ぶどうの収穫地名（「東京産ぶどう使用」等）の表示 ⇒地名が示す範囲内にぶどう収穫地（85%以上使用）がある場合
- 醸造地名（「東京醸造ワイン」等）の表示 ⇒地名が示す範囲に醸造地がある場合
(併せて「東京は原料として使用したぶどうの収穫地ではありません」等の表示が必要)

ぶどうの品種名を表示できる場合

- 単一品種の表示 ⇒単一品種を85%以上使用した場合
- 二品種の表示 ⇒二品種合計で85%以上使用し、量の多い順に表示する場合
- 三品種以上の表示 ⇒表示する品種を合計85%以上使用し、それぞれの品種の使用量の割合と併せて、使用量の多い順に表示する場合

ぶどうの収穫年を表示できる場合 ⇒同一収穫年のぶどうを85%以上使用した場合

【日本ワインの表示例】

(ワインの産地名が表示できる場合)



東京都で収穫したぶどうを85%以上使用して、
東京都で醸造したワイン

(ぶどうの収穫地名が表示できる場合)



東京都で収穫したぶどうを85%以上使用した
ワイン

(醸造地名が表示できる場合)



東京都以外で収穫されたぶどうを使用して、
東京都で醸造したワイン

酒類の公正取引に向けた国税当局の取組

H29. 3. 31 酒類の公正な取引に関する基準（国税庁告示）を制定

【基準等の周知・啓発】

- ・ 全酒類業者へ改正パンフレットの送付（約20万場）
- ・ 全国各地で説明会を開催（庁・局・署 延べ830回程度）

6. 1 同基準等の施行

【資料情報の収集・分析】

- ・ 価格動向、チラシ広告の掲載状況の調査
- ・ 探聞情報や風評の収集
- ・ 酒類業組合等との意見交換
- ・ 一定規模の酒類業者に対して、基準への対応状況に関する書面照会や簡易な接触

秋以降 取引状況等実態調査を本格化

酒類業者の事業規模や過去の調査の事績、各種資料情報等を基に、調査先を選定

深度ある取引状況等実態調査を展開

- ⇒ 拡充された質問検査権も活用し、反面調査を幅広く実施
- ⇒ 必要に応じ、複数の国税局による連携調査を実施
- ⇒ 基準違反が疑われる事案については、公取委と臨機に協議（連携強化）

(参考) 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 の一部を改正する法律 (議員立法) の概要

「酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行」及び「酒類の適正な販売管理の確保」を図ることを目的とした、酒税法等の一部改正法が平成28年5月27日に成立し、同年6月3日に公布。
改正法の施行日は、平成29年6月1日となっており、概要は下記のとおり。

1. 酒類の公正な取引の基準の制定

- ① 財務大臣は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、「公正な取引の基準」を定め、告示
- ② 公正な取引の基準を定めようとするときは国税審議会へ諮問
- ③ 基準の策定にあたっては、酒類業者の経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないよう留意
- ④ 基準を遵守しない酒類業者に対し、「指示」、「公表」、「命令」及び「罰則」（さらに酒税法に基づき「免許の取消し」）
- ⑤ 質問検査権の拡充（取引先等を対象に追加）
- ⑥ 財務大臣と公正取引委員会との間の相互報告制度の創設による連携強化

2. 酒類販売管理研修の義務化

- ① 酒類小売業者に対し、その選任する酒類販売管理者に関して、以下の事項を義務化
 - ・ 酒類販売管理研修の受講者の中から酒類販売管理者を選任
 - ・ 一定期間（3年以内）ごとの酒類販売管理研修の受講（再受講義務）
- ② 酒類販売管理研修の再受講義務違反に対する勧告、命令及び罰則
- ③ 酒類販売管理者の氏名、研修の受講事績等を記載した標識の販売場ごとの掲示の義務化

(参考)酒類の公正な取引に関する基準①

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号。以下「法」という。）第八十六条の三第一項の規定に基づき、公正な取引の基準（同項に規定する公正な取引の基準をいう。以下同じ。）を次のように定め、平成二十九年六月一日以後に酒類製造業者又は酒類販売業者（以下「酒類業者」という。）が行う酒類の取引に適用することとしたので、同条第三項及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）第十一条の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三十一日

国税庁長官 迫田 英典

酒類の公正な取引に関する基準

（目的）

- 1 この基準は、酒類が、酒税の課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性及び習慣性を有する等、社会的に配慮を要するものであるというその特殊性に鑑み、酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものとなることが合理的であるとの考え方の下、酒類の公正な取引に関し必要な事項を定め、酒類業者がこれを遵守することにより、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的とする。

（公正な取引の基準）

- 2 酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること
 - (2) 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

（売上原価の算定方法）

- 3 前項(1)の売上原価の額は、酒類製造業者の製造した酒類の販売にあつては、当該酒類の販売に対応する酒類の製造原価の額とし、酒類業者の仕入れた酒類の販売にあつては、当該酒類の販売に対応する酒類の仕入価格（その付随費用を含む。）から当該酒類の仕入れに係る値引きの額を控除して算出した額とする。
- 4 酒類業者が、酒類製造業者及び酒類卸売業者から酒類の取引数量又は業務効率化その他これに類するものへの寄与に応じて金銭等の支払い（この項において「リベート」という。）を受けた場合において、リベートに関する基準が明確に定められており、かつ、取引の当事者間において事前に共有されているときは、当該リベートの受取り（当該リベートの受取りの対象となる酒類の仕入れと密接に関連するものに限る。）を当該酒類の仕入れに係る値引きとみなして、前項の規定を適用する。

(参考)酒類の公正な取引に関する基準②

(費用配賦の方法)

- 5 酒類業者が、酒類事業と他の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該費用については、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法に従って、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦するものとする。

(販売価格の算定方法)

- 6 酒類業者が、酒類の販売につき値引き（これに類する行為を含む。）をした場合には、当該酒類の販売価格は、当該値引きの額を控除して算出するものとする。

(指示)

- 7 国税庁長官は、酒類業者に第二項の規定に違反する行為があると認める場合において、当該酒類業者に対して法第八十六条の三第四項の規定による指示をするときは、当該行為を取り止めること又は当該行為を再び行わないことその他必要な事項を指示するものとする。

(命令)

- 8 前項の規定は、国税庁長官が、法第八十六条の四の規定による命令をする場合について準用する。

(質問検査権)

- 9 国税庁長官は、法第九十一条の規定により、酒類業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、売上原価の算定、酒類事業の状況その他公正な取引の基準の実施に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(公正取引委員会との連携)

- 10 国税庁長官は、法第九十四条第三項又は第四項の規定により、公正取引委員会から報告を受け、又は公正取引委員会に対し報告をするときは、その内容その他必要な事項について、公正取引委員会と十分に協議するものとする。
- 11 国税庁長官は、法第八十六条の三第四項の規定による指示をしようとするときは、必要に応じ、公正取引委員会に対し、第二項の規定に違反する行為があると認められる事実を報告し、当該事実の認定方法その他の必要な事項について意見を求めることができる。

○地球温暖化対策計画（抄） 平成28年5月13日閣議決定

A. 産業部門（製造事業者等）の取組

(a) 産業界における自主的取組の推進

2013年度以降の取組として産業界の各業種が策定する温室効果ガス排出削減計画（産業、業務その他、運輸、エネルギー転換の各部門において、経団連加盟の個別業種や経団連に加盟していない個別業種が策定する温室効果ガス排出削減計画のことを指す。以下これらの個別業種単位の計画を「低炭素社会実行計画」という。）の目標、内容については、その自主性に委ねることによるメリットも踏まえつつ、社会的要請に応えるため、産業界は以下の観点に留意して計画を策定・実施し、定期的な評価・検証等を踏まえて随時見直しを行うこととする。

- ① 低炭素社会実行計画を策定していない業種においては、新規に策定するよう積極的に検討する。
- ② 低炭素社会実行計画における目標設定においては、不断の見直しを行う。
- ③ 低炭素社会実行計画では、実効性・透明性・信頼性を確保するため、これまで同様P D C Aサイクルを推進する。
- ④ 低炭素製品・サービスの提供を通じて、関連業種とも連携しながらCO₂排出量の削減に貢献する。
- ⑤ 各業種は、世界規模での排出削減、技術・ノウハウの移転や、国際的な連携活動の強化等に積極的に取り組むとともに、事業分野に応じた取組による削減貢献を示していく。
- ⑥ 各業種は、2030年以降も見据えた中長期的視点で、革新的技術の開発・実用化に積極的に取り組む。
- ⑦ 低炭素社会実行計画に基づく取組について、積極的な対外発信を行う。

上記①～⑦の観点に基づき、政府は、各業種により策定された低炭素社会実行計画及び2030年に向けた低炭素社会実行計画に基づいて実施する取組について、関係審議会等による厳格かつ定期的な評価・検証を実施する。

（注1）ビール酒造組合は、「地球温暖化対策計画」の前身である「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月28日閣議決定）に記載の経団連による環境自主行動計画の策定の際に自主行動計画を策定し、現在の「低炭素社会実行計画」として引き継がれている。

（注2）低炭素社会実行計画は、産業界の自主性に委ねることによるメリットを踏まえるとされており、酒類業組合としてはビール酒造組合のみが計画を定めて取り組んでいる。

社会的要請への取組 ～アルコール健康障害対策推進基本計画～

○アルコール健康障害対策推進基本計画（抄） 平成28年5月

IV 基本的施策

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

（現状等）

アルコール健康障害の発生を防止するためには、不適切な飲酒を誘引しない社会を形成していくことが必要であり、これまでも、未成年者への酒類販売・供与・提供の禁止の周知や、違反者に対する指導・取締りを行ってきた。また、酒類業界において、商品の広告や表示に関する自主基準を策定するなどの取組を進めている。

酒類関係事業者には、基本法を踏まえ、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に資するための自主基準の改定等の取組を講ずることが望まれる。

（目標）

国、地方公共団体及び酒類関係事業者が連携し、社会全体で、不適切な飲酒の誘引を防止することを目標として以下の施策を実施する。

（1）広告

○酒類業界は、未成年者や妊産婦などの、飲酒すべきではない者の飲酒の誘引防止及びアルコール依存症の当事者への配慮の観点から、不適切な飲酒を誘引することのないよう広告・宣伝に関する自主基準を改正し、テレビ広告における起用人物の年齢の引上げ及び飲酒の際の効果音・描写方法の見直しを行う。

（2）表示

○酒類業界は、未成年者の飲酒防止の観点から、酒類と清涼飲料との誤認による不適切な飲酒を誘引することのないよう、低アルコール飲料の酒類の容器に表示している「酒マーク」の認知向上策等について検討する。

（3）販売

○酒類業者に対し、未成年者への販売の禁止の周知を徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を強く促す。

なお、酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる。

○酒類を販売又は供与する営業者による未成年者への酒類販売・供与について、指導・取締りの強化を図る。

（注）基本計画は、アルコール健康障害対策基本法第12条1項に基づき、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定

国税庁におけるアルコール健康障害対策に向けた取組

○ 未成年者飲酒防止強調月間

平成13年10月5日付「『未成年者飲酒防止強調月間』の決定について」（酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会幹事会決定）において、毎年4月を未成年者飲酒防止強調月間と定め、国税庁において「未成年者飲酒防止啓発ポスター」を作成し、関係省庁等に掲示を依頼するとともに、全酒販店に配付している。

また、酒販店に未成年者飲酒防止に向けた取組のパンフレットを配付し、未成年者飲酒防止に向けた取組の徹底を指導している。



○ 租税教室や新規免許付与時などの機会における周知

租税教室や新規免許付与時などのあらゆる機会を活用し、不適切な飲酒が引き起こす問題等を未成年者や酒類業者等に認識させて不適切な飲酒の誘引が防止されるよう周知を図っている。

周知に当たっては、国税庁で作成した「お酒について知っておきたいこと」など、視覚的にも分かりやすい冊子を配付している。



(参考資料) 平成30年度税制改正(案)等について

四 消費課税

5 租税特別措置等

〔延長・拡充等〕

(1) 清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

① 果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く。）の軽減割合について、平成32年10月1日以後はその前年度の課税移出数量が1,000kℓ以下の場合にあっては90分の26（現行：100分の20）、1,000kℓを超え1,300kℓ以下の場合にあっては100分の20（現行：100分の10）とする。

② 清酒等の製造者のうち、その前年度の酒類の総課税移出数量が10,000kℓを超える酒類製造者を適用対象から除外する。

(2) ビールに係る酒税の税率の特例措置について、ビールの製造者のうち、その前年度の酒類の総課税移出数量が10,000kℓを超える酒類製造者を適用対象から除外した上、その適用期限を3年延長する。

6 その他

(9) 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を3年延長する。

◆清酒等に係る酒税の税率の特例期間の延長

(租税特別措置法第87条)

税目：酒税 適用期限：平成30年3月31日

【概要】

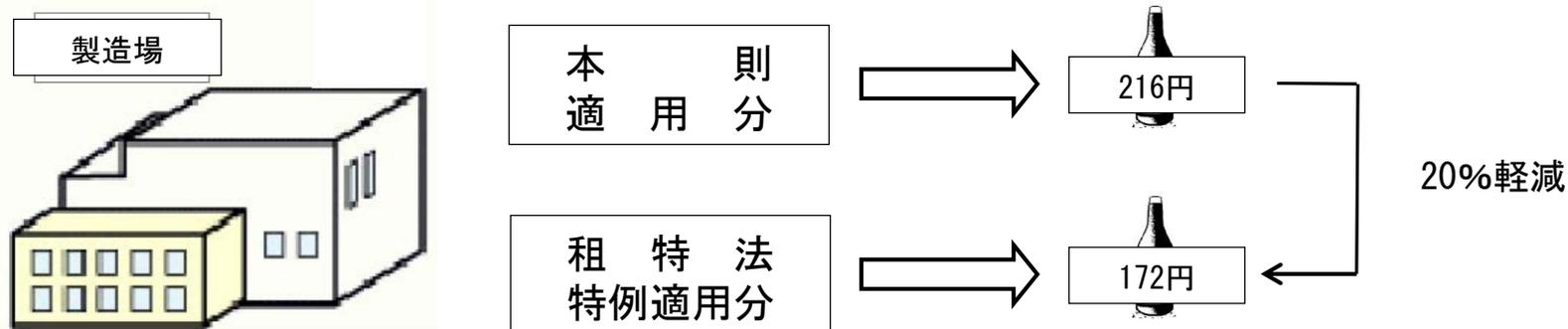
- 適用対象者 前年度の課税移出数量が1,300kℓ以下の清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒及び発泡酒（麦芽比率50%以上のもの等を除く）の製造者
- 軽減内容 当年度の課税移出数量のうち200kℓまでのものについて、酒税を軽減
- 軽減割合

品目	前年度課税移出数量	
	1,000kℓ以下	1,000kℓ超1,300kℓ以下
清酒、連続式蒸留焼酎、 単式蒸留焼酎、果実酒	20%	10%
合成清酒、発泡酒	10%	5%

【大綱の概要】

- 清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。
 - ①果実酒の軽減割合について、平成32年10月1日以後は、その前年度の課税移出数量が1,000kℓ以下の場合にあっては90分の26（現行：100分の20）、1,000kℓを超え1,300kℓ以下の場合にあっては100分の20（現行：100分の10）とする。
 - ②清酒等の製造者のうち、その前年度の酒類の総課税移出数量が10,000kℓを超える酒類製造者を適用対象から除外する。

(例) 清酒（1.8ℓ）の酒税負担



◆被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例期間の延長

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第43条の2)

税目：酒税 適用期限：平成30年3月31日

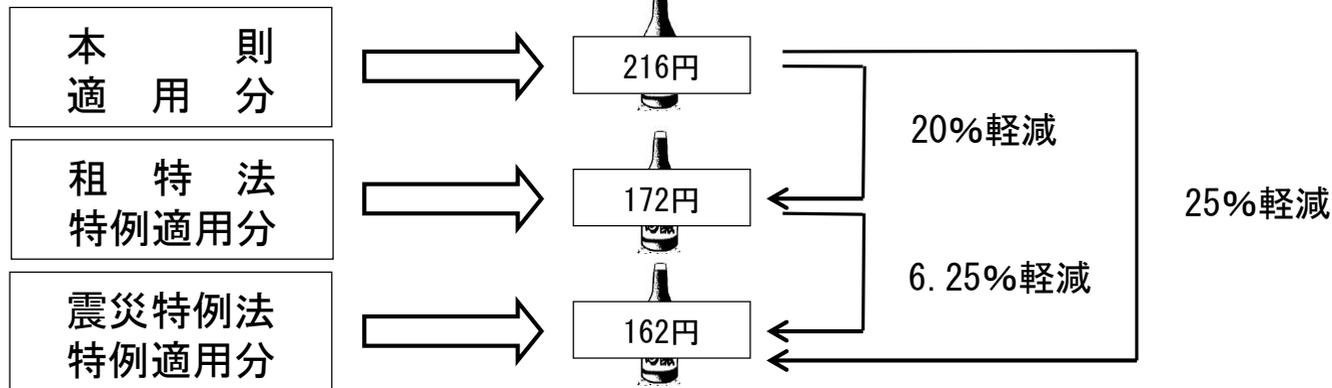
【概要】

- 適用対象者 前年度の課税移出数量が1,300kℓ以下の清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒及び発泡酒（麦芽比率50%以上のもの等を除く）の製造者
- 軽減内容 当年度の課税移出数量のうち200kℓまでのものについて、酒税を軽減
- 軽減割合 酒税法及び租税特別措置法により計算した酒税額の6.25%
※ 租税特別措置法により20%軽減される場合の本則税額からの軽減割合は、
 $(100\% - 20\%) \times 6.25\% = 5\%$

【大綱の概要】

- 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を3年延長する。

(例) 清酒 (1.8ℓ) の酒税負担



◆ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長

(租税特別措置法第87条の4)

税目：酒税 適用期限：平成30年3月31日

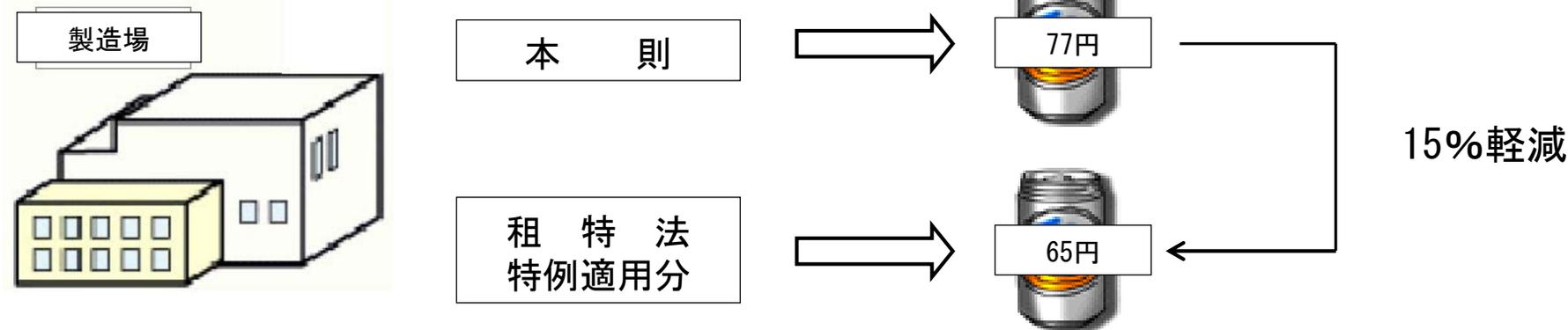
【概要】

- 適用対象者 前年度の課税移出数量が1,300kℓ以下のビールの製造者
- 軽減内容 当年度の課税移出数量のうち200kℓまでのものについて、酒税を軽減
- 適用期間 ① 平成30年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた日から5年間
② 上記①の期間経過後、平成30年3月31日までの間
- 軽減割合 ① 前年度の課税移出数量が1,000kℓ以下 ⇒ 15%
② 前年度の課税移出数量が1,000kℓ超～1,300kℓ以下 ⇒ 7.5%

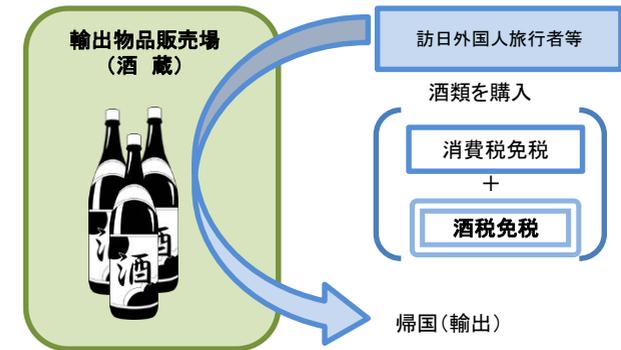
【大綱の概要】

- ビールに係る酒税の税率の特例措置について、ビールの製造者のうち、その前年度の酒類の総課税移出数量が10,000kℓを超える酒類製造者を適用対象から除外した上、その適用期限を3年延長する。

(例) ビール (350ml) の酒税負担 (前年度の課税移出数量が1,000kℓ以下の場合)



- 酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除
- 平成29年10月1日施行
施行日における許可件数は49件



【普及に向けた取組】

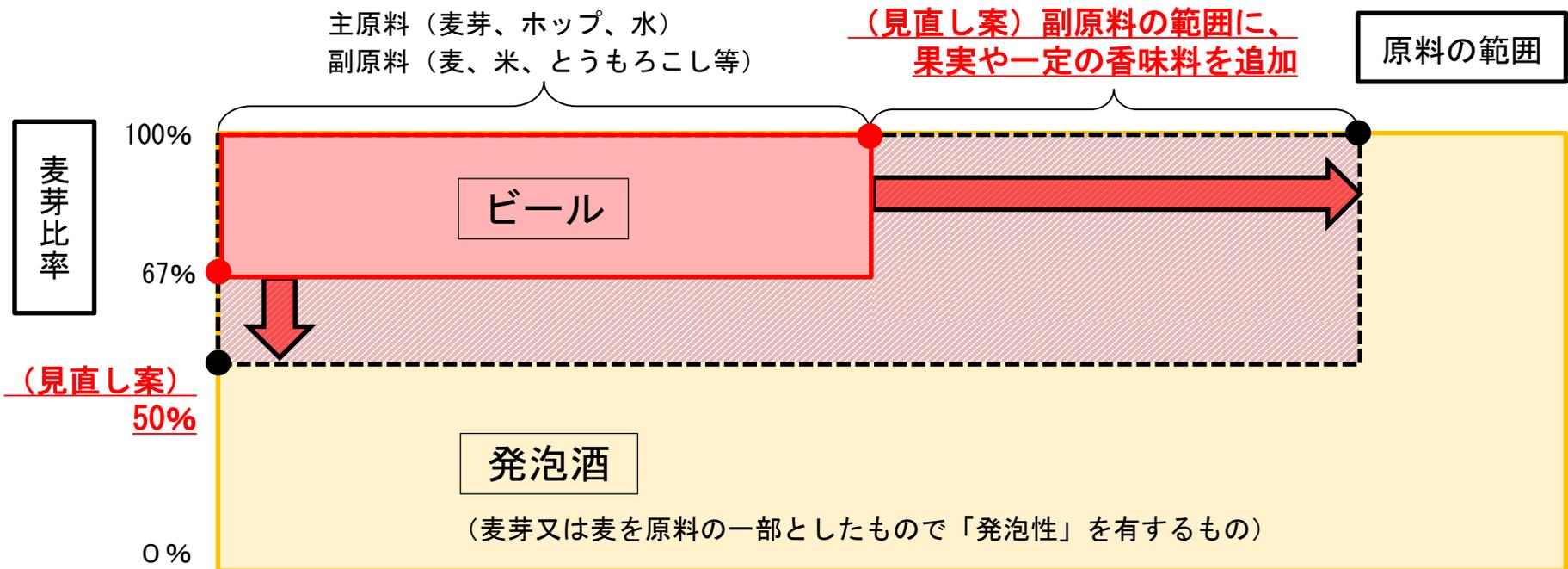
- ・ 事業者向けの申請の手引きを作成
- ・ 酒類製造者に対し、説明会、セミナー等のあらゆる機会を捉えて広報・周知を実施
- ・ 事業者が外国人旅行者に配布できる英語のリーフレットを作成
- ・ 観光庁の訪日外国人旅行者向けの免税ガイドブック「Japan tax-free shopping Guide」において、新たに酒税免税制度を紹介

訪日外国人旅行者に「日本の酒」を体験してもらい、認知度向上を通じた日本産酒類の輸出促進に繋がることを期待

ビールの定義の拡大等

平成29年度税制改正による措置

- 地域の特産品を用いた地ビールの開発を後押しする観点や、外国産ビールの実態を踏まえ、平成30年4月に、麦芽比率50%以上の商品や、副原料として果実(果肉・果皮)や一定の香味料を少量用いている商品を、ビールの定義に追加する。



(※) 上記見直しの際、ビール及び果実酒の製法の緩和も行う。

ビール：主発酵後に、ホップや今回追加する副原料(果実や一定の香味料)を添加することを、可能とする。

(現行では、主発酵後に原料を添加するとビールの定義に該当せず、『発泡酒』に分類される。)

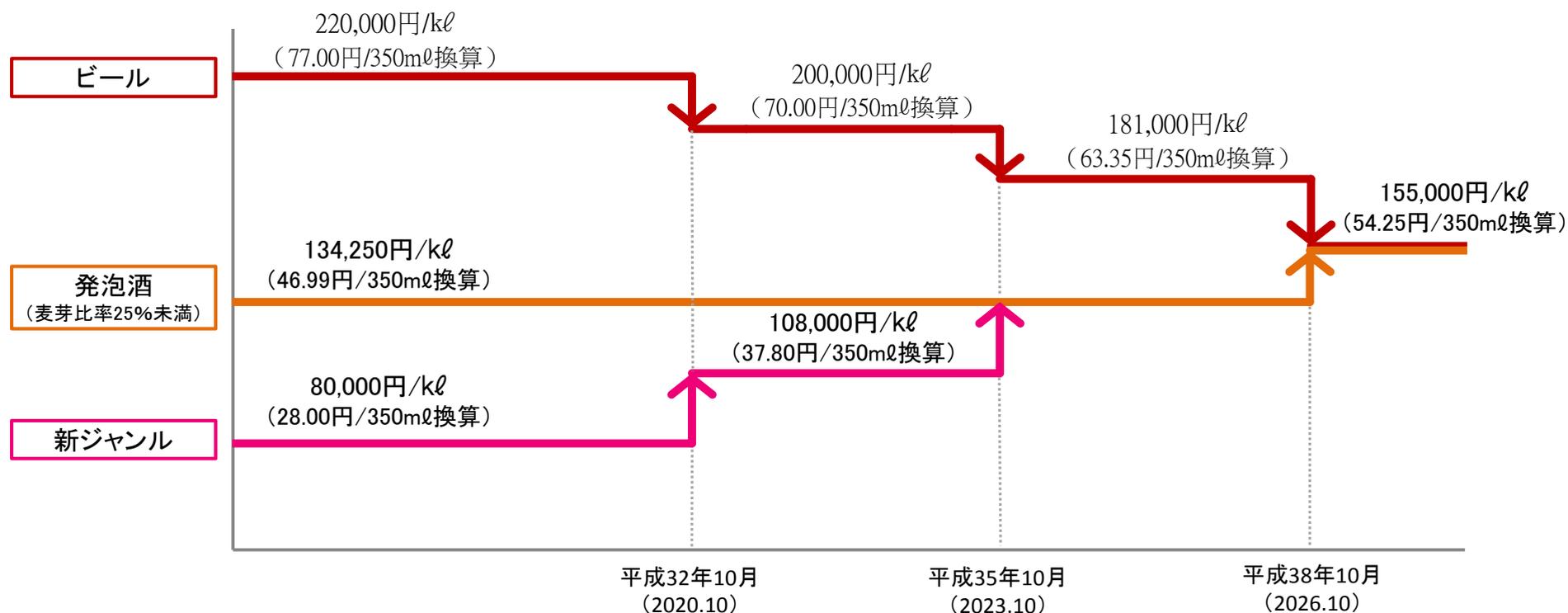
果実酒：果実酒にオークチップを浸してその成分を浸出させることを、可能とする。

(現行では、果実酒に植物を浸してその成分を浸出させた商品は、果実酒ではなく『甘味果実酒』に分類される。)

税率構造の見直し(ビール系飲料)

平成29年度税制改正による措置

- ビール系飲料の税率については、平成38年10月に、1kℓ当たり155,000円(350mℓ換算54.25円)に一本化する。
- 消費者の負担が急激に変動することとならないよう、税率見直しは3段階に分けて行い、第1段階は平成32年10月に、第2段階は平成35年10月に実施する。



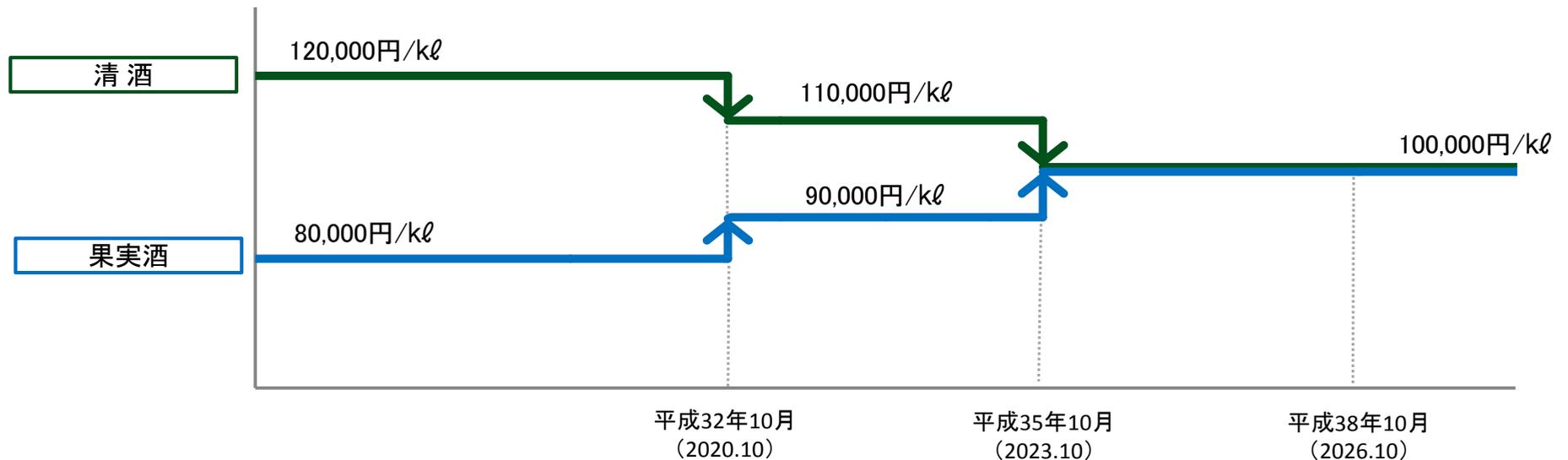
(※1) 「発泡酒(麦芽比率25%以上50%未満)」の税率(現行:178,125円/kℓ)は、第1段階(平成32年10月)に167,125円/kℓ、第2段階(平成35年10月)に155,000円/kℓとする。

(※2) 混成酒類の基本税率(現行:1kℓ当たり220,000円(アルコール分21度以上の場合は加算あり))は、他の酒類のうち最も高い発泡性酒類の基本税率(=ビールの税率)並びで設定しているが、今回、ビールの税率を引き下げることから、平成32年10月より、蒸留酒類の基本税率(1kℓ当たり200,000円(アルコール分21度以上の場合は加算あり))並びとする。

税率構造の見直し(醸造酒類)

平成29年度税制改正による措置

- 醸造酒類については、清酒と果実酒との間の税率格差を解消することとし、平成35年10月に、税率を1kℓ当たり100,000円に一本化する。
税率見直しは2段階に分けて行い、第1段階は平成32年10月に実施する。

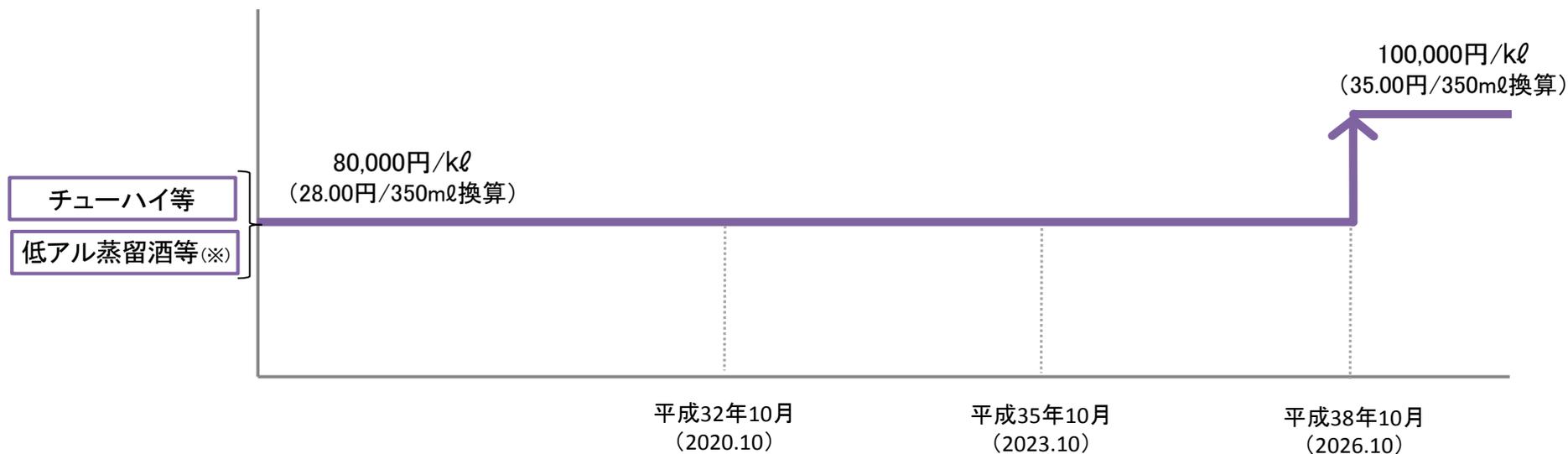


(※) 醸造酒類の基本税率(清酒・果実酒以外。現行:140,000円/kℓ)は、第1段階(平成32年10月)に120,000円/kℓ、第2段階(平成35年10月)に100,000円/kℓとする。

税率構造の見直し(チューハイ等)

平成29年度税制改正による措置

- ビール系飲料以外の「その他の発泡性酒類」(チューハイ等)の税率は、果実酒など他の酒類の税率とのバランスや、アルコール健康障害対策基本法の下での不適切飲酒の誘因防止の取組も踏まえ、1kℓ当たり100,000円(350mℓ換算35円)に引き上げることとし、平成38年10月に実施する。
- これにあわせて、低アルコール分の蒸留酒類及びリキュールに係る特例税率についても、平成38年10月に引き上げる。



(※) 低アルコール分の蒸留酒類及びリキュールに係る特例税率(下限税率)